

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2 - (12))

施策名	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け： - 10 - (2))					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 ・令和2年7月10日から開始される遺言書保管制度³を円滑に導入するとともに、制度運用開始後は、本制度を円滑に運用することにより、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,968,253	4,889,594	8,577,561	9,610,421
		補正予算(b)	144,290	190,267	5,250	-
		繰越し等(c)	0	144,646	417,056	
		合計(a+b+c)	2,823,963	4,554,681	8,165,755	
執行額(千円)	2,639,649	4,518,422	7,839,853			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日デジタル・ガバメント閣僚会議決定) 6 行政手続のデジタル化 6.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備 ⁴ 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 第3章 - 2 - (2) 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり) ⁵					

測定指標	令和2年度目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成

施策の進捗状況(実績)

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法⁶及び国籍法施行規則⁷の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。

なお、各年度の帰化許可者数及び帰化不許可者数の合計と帰化許可申請者数とが一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年の翌年以降に、許可・不許可の決定がされることがあるため

ある。

参考指標	実績値				
	28年	29年	30年	元年	2年
1 帰化許可申請者数（人）	11,477	11,063	9,942	10,457	8,673
2 帰化許可者数（人）	9,554	10,315	9,074	8,453	9,079
3 帰化不許可者数（人）	607	625	670	596	900
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	1,033	966	958	884	772

測定指標	令和2年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ⁸ への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,494件であり、各照会に対して適切に対応したほか、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を適切に行った。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	2,133	1,956	1,895	1,657	1,494
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ⁹ の延べ実施日数（日）	598	562	569	565	186
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	9,558	9,524	9,263	8,665	2,101
4 現地指導実施回数 ¹⁰ （回）	1,755	1,715	1,700	1,632	1,580
5 現地指導実施率 ¹¹ （％）	93	90	90	86	83

測定指標	令和2年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率の向上	対前年度増					達成
	基準値	実績値				
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	19.5	18.1	18.0	18.3	19.5	24.3
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	87,776	84,043	107,312	105,744	102,525	

測定指標	令和2年度目標値					達成
4 法務省ホームページ(自筆証書遺言の保管制度)へのアクセス件数(回)	対前年度増					達成
	基準値	実績値				
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	401,574	-	-	106,626	401,574	1,016,297
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
自筆証書遺言の保管制度に係る広報活動の実施回数(回)	-	-	-	65	92	

評価	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2, 3, 4は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標については, 全て目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	

結果

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

国籍事務の内容が複雑・多様化していく中であって、令和2年の帰化許可者数は9,079人と多数に上り、帰化不許可者数については、900人と多数に上っている。このように、令和2年における帰化許可・不許可者数は、依然として高水準であったが、仮装婚姻や不法就労等、国籍法で規定する帰化条件を備えていない疑いのある帰化許可申請については、関係機関との相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で、適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また、国籍取得届についても、虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重な審査を行った。

さらに、適正・厳格な処理に資するため、ブロック戸籍・国籍課長会同を開催し、国籍事務に係る問題点等について協議するとともに、本省及び法務局・地方法務局における研修並びに外国法令等事務処理に必要な情報共有を行い、調査担当職員的能力向上を図った。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標 2】

市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は、令和2年度は1,494件であり、前年度と比較すると163件減少した。このうち、涉外事件に係るものは729件(前年度は802件)である。

令和2年度の法務局・地方法務局における受理照会事件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度における延べ実施日数が186日であり、前年度と比較すると379日減少し、延べ受講者数は2,101人と前年度より6,564人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の83%と高い数値となっており、市区町村の戸籍事務従事職員について、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図ることができた。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標 3】

令和2年度の実績値において対前年度増となり、目標を達成しているところ、これまで、法務省ホームページ、ポスター、窓口における案内等による周知・広報活動のほか、供託申請者等における利便性向上につながるシステム改修を行ってきたことが、一定程度の成果として現れたものと考えられる。

【測定指標 4】

令和2年度実績値が対前年度比で2倍以上となり、目標を達成しているところ、令和2年7月10日の運用が開始されるまでの間に行われた、法務省ホームページ(自筆証書遺言の保管制度)の更新、当該ホームページのQRコードが掲載されたチラシ・ポスターの配布及び政府広報によるラジオ・BS放送等の広報活動が、当該ホームページのアクセス件数の増加につながったと思われる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1・2 関係】

達成手段 「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務は、近年において複雑・多様化しており、その背景としては、我が国の国際化に伴い在留外国人の国籍が多様化したことで、審査対象者が属する国の法制に基づく国籍・身分関係等に関する調査が複雑・多様化したことが考えられる。このような状況の変化に伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を備えていない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取

得届等、慎重な調査を要する申請等が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、研修の実施等の情報共有に係る取組は、調査担当職員の能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標 3 関係】

達成手段 「供託事務の運営」において実施している 供託申請における電子署名付与の不要化、法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、供託書正本取得の選択化、供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替え並びにその後のオンライン申請様式の変更等の機能追加及び改修により、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等における利便性の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化及び効率化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

【測定指標 4 関係】

達成手段 「遺言書保管事務の運営」において令和2年7月から実施を開始した遺言書保管事務については、自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的としている。また、自筆証書遺言の利用を促進することで、相続人等の権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権利保全のため重要な役割を果たす。このような目的を達成するためには、何より制度自体が利用されることが必要であり、そのためには、制度運用開始前の時点から、国民各層に対して効果的な広報活動を実施し、遺言書保管制度の認知を高め、利用を促進させることが必要不可欠である。以上から、当該達成手段は、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図るといった目的の達成手段として有効である。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和2年度行政事業レビューにおいて、「仕様の見直しにより競争性のある調達を行うなど、引き続き効率的な予算の執行に努められたい。」などの指摘を受けたところ、当該指摘を踏まえて、仕様の見直しを行うことにより、競争性を更に高めた調達とするなどして、引き続き効率的な予算の執行に努めることとした。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、日本国籍の有無は、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付を受ける等の法的地位に密接に関連する極めて重要なも

のである。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴い、虚偽の認知届による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正・厳格に国籍事務を処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。また、無戸籍の状態となっている方について、その解消に向けた取組を進めている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化及び効率化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

【測定指標4】

自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止するという目的を達成するため、本施策では、保管の申請がされた遺言書につき、遺言者の死後、遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところとなるよう運用していくことが求められる。

上記目的を達成するためには、とりわけ制度導入当初においては、本施策の意義、役割等について国民各層に浸透させ、正確に認知される取組が重要であり、効果的な広報を実施し、国民各層における認知度を高めていく必要があった。

しかし、国民の本施策に対する認知度が高まったとしても、関係相続人等によって、保管した遺言書に係る遺言書情報証明書の交付請求、当該遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求が実際に行われなければ、保管した遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところにならない。

したがって、令和3年度以降においては、本施策の認知度を高めるための効果的な広報を引き続き実施するとともに、上記証明書等の請求件数の合計値を測定指標とし、対前年度増を目標とすることで、本施策の更なる利用促進を目指す。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 令和3年7月15日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号4及び5のとおり 〔反映内容〕 なし
------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>国籍・戸籍事務等の運営について、申請件数の実績を踏まえ、事務処理に必要な諸用紙等の数量の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p> <p>また、供託事務の運営について、申請件数の実績を踏まえ、事務処理に必要な諸用紙等の数量の見直しを行い、経費の縮減を図ったほか、各法務局における執行実績を踏まえ、供託金の警備搬送委託費の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、遺言書保管事務の運営について、実績を踏まえ、消耗品費（トナー）に係る数量の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	民事局総務課，民事第一課，商事課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	----------	--------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務，届出による日本国籍取得に関する事務，日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務，重国籍者の国籍選択に関する事務，国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については，戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「遺言書保管制度」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）に基づき，法務局において自筆証書によってした遺言に係る遺言書の保管等をする制度をいう。

*4 デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

6 行政手続のデジタル化

6.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省は，新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく，既にオンライン化を実現している行政手続においても，利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で，オンラインによる申請時の添付書類の省略をはじめ，（略）費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し，利用者の利便性向上に取り組む。

*5 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

第3章 - 2 - (2) 社会資本整備（新しい時代に対応したまちづくり）

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進める

*6 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の

国籍取得届)について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*7 「国籍法施行規則」

国籍法施行規則の一部を改正する省令(平成20年12月18日法務省令第73号)の主な内容

国籍法第3条第1項の規定に基づく国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類(認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*8 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*9 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*10 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*11 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。